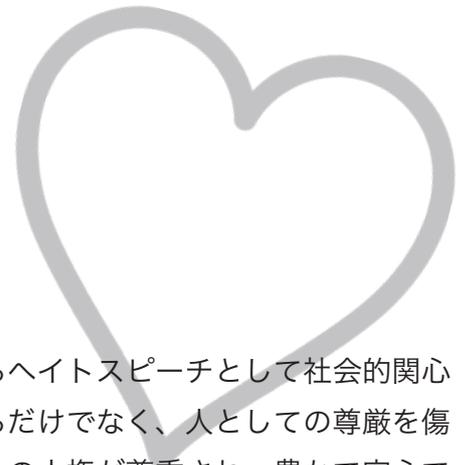


心温かい人々が暮らす町 - にぎやかそ美波町 -



ヘイトスピーチ、許さない

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的関心を集めています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。一人一人の人権が尊重され、豊かで安心できる成熟した社会の実現を目指す上で、こうした言動は許されるものではありません。

人種等を理由とした差別の根絶に向けては、人種差別撤廃条約等に基づく国際的な取組が続けられており、我が国としてもそれに応えていく必要があります。

また、平成28年6月3日には、外国人に対する差別的言動の解消を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、外国人の方々と交流する機会は今後ますます増加することが予想されます。民族や国籍等の違いを超え、互いの人権を尊重しあう社会を共に築きましょう。

なお、全国の法務局・地方法務局では、日本語を自由に話すことができない方のために、「外国人のための人権相談所」及び「外国語人権相談ダイヤル」を開設し、10か国語（英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語及びタイ語）で相談に応じています。（詳細は、<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>）ヘイトスピーチによる被害など、人権に関する問題でお悩みの方はご相談ください。

▶みんなの人権110番 ☎0570-003-110

▶外国語人権相談ダイヤル ☎0570-090-911

6月1日は「人権擁護委員の日」です

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受けて、地域の皆さんの人権が尊重されるように活動している町の相談パートナーです。いじめ、嫌がらせ、インターネット上での誹謗・中傷等人権に関する問題でお困りの場合は、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

▶人権相談所開設日

7月13日(隣保館)・8月10日(由岐公民館)・9月14日(日和佐公民館)・

10月12日(由岐公民館)・11月9日(隣保館)・12月7日(日和佐公民館・由岐公民館)・

1月11日(隣保館)・2月8日(由岐公民館)・3月8日(日和佐公民館)

町民一人ひとりが相手を思いやり、多様な価値観を認め合う社会をめざしましょう。

「心温かい人々が暮らす、にぎやかな過疎の町」美波町であり続けるために人権について考え守っていくことがまさに、“にぎやかそ”美波町づくりにつながります。このコーナーでは人権に対する思いを掲載していきます。